

FAXニュース



ŌMIYA

JR東労組大宮地本

2017年4月22日

No. 174

4月22日 20:45
大宮地本・大宮支社

36協定締結！！！！

5月1日～10月31日までの6ヶ月締結

4月22日、20:45に大宮地本と大宮支社で「労働基準法36条1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定（日及び月間）」を締結しました。

大宮地本は「要員が足りない」「年休が入らない」と言う職場からの悲鳴の声を解決するため真摯に議論を行ってきました。

職場では2月の勤務指定において、労働協約ならびに労働基準法違反の「留保」の勤務が指定され、多くの分会で労働基準監督署へ相談に行く事態にまで混乱したことを受け、「留保」の勤務指定を行わないことを通告してきました。

繰り返し発生する「日の8時間超えの36協定違反」を二度と起こさないこと、長時間労働是正に向けた議論を労使で認識を一致させ、議事録確認を行いました。6ヶ月の締結期間の中で検証運動を取り組んでいきます！

職場は要員が足りない！検証運動に決起しよう！